

第二部  
第二期月障害者計画





# 第1章 障害者計画の基本理念と基本目標

---

## 1 計画の基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この計画では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、町が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

## 2 計画の視点

### (1) 社会のバリアフリー化の推進

障がいの有無にかかわらず、町民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、ユニバーサルデザイン<sup>1</sup>の観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進します。

### (2) 利用者本位の支援

すべての障がい者が住み慣れた集落地域で自立できることを基本に、適切な支援を実施します。利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助等の体制づくりを推進します。

### (3) 障がい者の特性を踏まえた施策の展開

障がい者一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障がいに応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、ボランティア、地域住民、関係団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整えます。

また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制を充実します。

### (4) 総合的かつ効果的な施策の推進

計画の推進にあたっては、関係行政機関及び関係団体との密接な連携を図るとともに、障がい者施策の立案及び推進にあたっては、障がい者自身の意見を反映するよう努めます。国や県の施策との連携に努めるとともに、必要に応じ、計画の実現に向けた支援と協力を要請します。

---

<sup>1</sup> バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## 第2章 施策の展開

---

### (1) 基本的施策

計画の基本理念、視点、主要課題を踏まえ、以下の10分野を基本的施策とし、計画を推進します。

#### 1 生活環境

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。思いやりの心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障がい者が自分の意思で自由に行動し、参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図ります。

#### 2 情報アクセシビリティ、意思疎通支援

障がい者も障がいのない人と同様ように、ITの発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障がい特性に対応した情報提供の充実を図ります。

#### 3 防災、防犯等

障がい者等を事故、犯罪、災害などから守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進します。

#### 4 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止生活支援

障がい者の自立した生活を支える体制の整備や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援体制の充実に努めるとともに、町の関係団体、福祉サービス事業所と連携しながら、障がいに応じた施設による支援サービス体制の充実に努めます。

#### 5 生活支援

障がい者の自立した生活を支える体制の整備や障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、在宅支援体制の充実に努めるとともに、町の関係団体、福祉サービス事業所と連携しながら、障がいに応じた施設による支援サービス体制の充実に努めます。

#### 6 保健・医療

障がい者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

障がい者の人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに、疾病及び障がい者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

#### 7 行政における配慮

障がい者が権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供、窓口などにおける障がい者への配慮の徹底等に努めます。

#### 8 雇用・就業

障がい者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障がい者の適正に即した雇用機会の確保、並びに就職環境の整備を促進します。

障がい者の雇用を進めるにあたっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障がい者の雇用についての一層の啓発活動に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

## 9 教育

関係機関が連携して障がいの早期発見・早期療育の推進を図ります。また、障がいのある子ども一人ひとりの特性やニーズに応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

## 10 文化芸術活動・スポーツ等

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

# 1 生活環境

## ■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅の確保と、障がい者の日常生活や社会生活における自由な活動を制約している様々な障壁を取り除く（バリアフリー化）ことが重要です。そのために、ハード・ソフト両面からの促進と、障がい者が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりを、町民と一緒に推進していくことが必要です。

### 1 建築物等の整備

#### （1）公共施設におけるバリアフリー化の推進

公共建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者を含むすべての町民が安心して住める生活環境の整備を町民と一緒に進めるとともに、障がい者用マップの作成に努めます。また、未実施の施設や地域については、関係機関と連携を図り、今後、必要性やニーズに基づき整備を検討します。

#### （2）住宅環境の整備

障がい者の住宅需要を的確に把握し、構造・設備等に配慮します。また、既存の公営住宅については、障がい者の居住性向上のため、安全性の確保とバリアフリー化に取り組んでいきます。

### 2 移動・交通対策の推進

#### （1）道路環境の整備

障がい者が安全に歩行できる歩行空間の確保に努め、障がい者用マップ等を利用し、快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加が出来るまちづくりを進めます。

障がいのある人が運転しやすい道路交通環境の整備を促進します。

#### （2）移動支援事業

障がい者であって、町が外出時に支援が必要と認めた方に対し、地域生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

## 2 情報アクセシビリティ

### ■■現状と課題■■

IT（情報通信技術）の発達は、障がい者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに大きく寄与することが期待されています。

しかしながら、障がい者にとっては、その障がいゆえに様々な情報通信手段を利用する機会や情報通信技術を習得する機会が十分でなく、大きな情報格差（デジタル・ディバайд<sup>2</sup>）が生じています。このため、障がい者がITの利用や習得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障がい者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実が求められます。

#### 1 情報アクセシビリティの向上

町ホームページにおいて、文字拡大機能や音声読み上げ機能などのウェブアクセシビリティ<sup>3</sup>の向上に向け取組みを促進し、情報バリアフリー化に努めます。

#### 2 情報提供の充実

視覚障がい者の点訳・朗読、聴覚障がい者の手話通訳など、奉仕員を養成し、障がいの特性に配慮した情報の提供に努めます。

#### 3 コミュニケーション支援の充実

コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記奉仕者等の派遣体制の充実を図るとともに、音声・言語機能障がいのある人のコミュニケーションを確保するための日常生活用具の利用を促進します。

## 3 防災・防犯等

### ■■現状と課題■■

障がい者が地域社会で安心して生活できるよう、災害に強い地域づくりを推進し、災害発生時における障がい特性に応じた適切な支援が出来るような取組を推進します。また、障がい者を犯罪被害や消費者被害等から守るための取組も推進します。

<sup>2</sup>/パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使う者と、使わない者との間に生じる社会的・経済的格差のこと。

<sup>3</sup> 障がいの有無や年齢などの条件に関係なく、だれもが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できること。また、ウェブページに対するアクセスと利用のしやすさの度合いをいう。

## 1 防災・防犯体制の充実

-----

### (1) 防災対策の推進

障がい者が地域社会において安心して暮らし、緊急時における心身の危険を回避するため、消防機関と密な連携をとり、緊急通報体制の整備や自主防災組織等による協力体制の確立および障がい者の介助体制の確立を図っていきます。

また、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、地域の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

### (2) 災害弱者を取り巻く防災教育の推進

防火知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障がい者のいる家庭や施設職員の関係者に対する、防火教育・訓練に取り組んでいきます。

### (3) 防犯対策の推進

警察、地域の福祉関係団体、福祉施設、行政等の多様な主体の連携を促進し、犯罪被害や消費者トラブル等の防止と早期発見に努めます。

## 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関等の連携を図りつつ、障害者差別解消法及び「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の一層の浸透に向けた取組を実施することと、障害者虐待防止法の適正な運用で、障がい者虐待を防止し、権利擁護の取組に努めます。

### 1 権利擁護の推進・虐待の防止

-----

#### (1) 関係機関との連携

障がい者虐待防止センターや鹿児島地方法務局人権擁護課、鹿児島労働局等との連携を図りながら、障がい者への虐待防止に努めるとともに、障害サービス事業者等に対し、権利擁護に関する研修を実施するよう努めます。

#### (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例に基づき、一人ひとりの人格と個がが尊重される町づくりを推進します。

## 5 生活支援

### ■■現状と課題■■

障がい者が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域における様々な支援体制が必要です。特に、施設に入所している障がい者が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。障がい者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等様々な生活支援を必要としていますが、障がい者の生活を支えているのは、高齢化など様々な困難を抱えている家族が担っている状況にあります。このため、地域全体で障がい者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。この課題を達成するために、町、障がい者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担して、地域で障がい者の生活を支えることが出来る体制の整備・充実が必要です。

#### 1 相談支援体制の整備

障がい者が安心して相談できる体制の充実に努めます。

- 相談者の総合的な相談に応じる障害者相談支援事業体制の充実
- 相談窓口の周知と利用の促進
- 権利擁護の促進
- 相談員の養成と専門機関との連携強化

#### 2 在宅支援の充実

##### (1) 在宅サービス等の充実

障がい者のニーズ及び実態に応じて、日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。

##### (2) 児童デイサービス事業の充実

心身の発達について支援を必要とする児童及びその保護者のために、児童デイサービスの療育機能を強化し、障がい児等の保護者などからの相談、関係機関との連携強化、日常生活動作や運動機能の訓練、集団生活への適応訓練など児童の心身の状況に応じたケースマネジメントを、幼児期から学齢終了時まで一貫した療育体制の整備に努めます。

##### (3) 福祉用具の給付等

障がい者の自立した生活を支援するために、身体的機能を補助し、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具 在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図る日常生活用具の給付等を行います。

### 3 施設による支援の充実

---

#### (1) 障がい者の福祉施設等の整備

在宅生活を支援する生活訓練施設、就労移行支援、就労継続支援施設は民間活力を活用しながら充実に努めます。

#### (2) 生活の場の確保

障がい者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、障がい者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

- グループホーム、ケアホームの設置

#### (3) 福祉施設における地域住民等との交流

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

- 保健センター等における地域住民等との交流

## 6 保健・医療

### ■■現状と課題■■

障がいの原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

また、障がい者の高齢化が進む中で生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実など、障がいの特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

精神障がいについては、社会生活からのストレスなどが原因となっていることが多い見られ、身体だけでなく心の健康づくりも大きな課題となっています。

### 1 障がいの発生予防及び早期発見・早期治療

---

#### (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

妊娠婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

また、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会・広報等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策について家族等に普及啓発を行います。

障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。

後遺症として肢体不自由、視覚障がい及び様々な内部障がい<sup>4</sup>をきたす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する健康相談等の提供機会の充実を促進します。

#### （2）障がいの原因となる疾病等の治療

地域における医療機関等との連携を図り、適切な治療が受けられるよう働きかけていきます。

### 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

#### （1）障がいに対する医療・医学的リハビリテーション充実

身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう医療機関等の連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

#### （2）障がいに対する保健サービス提供体制の充実

障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスとの連携を強化し、保健サービス提供体制の充実を図ります。

### 3 精神保健・医療施策の推進

#### （1）こころの健康づくり

各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における心の健康について、正しい知識の普及啓発と、周囲のサポート体制の充実に努めます。

#### （2）精神障がい者の社会復帰の促進

長期入院が多いなど、精神障がい者の地域生活を支える体制が不十分であることから、在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。

また、精神障がい者に対する地域社会の差別や偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、障がい者やその家族の多様なニーズに対応できる相談支援体制の構築に努めます。

## 7 行政における配慮

### ■■現状と課題■■

<sup>4</sup>身体障害の一種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、後天性免疫不全症候群がその障害範囲。

障がい者が権利を行使できるよう、選挙において必要な整備や障がい特性に応じた合理的配慮が必要です。可能なものは積極的に導入するなどの配慮に努めます。また、窓口などにおける障がい者への配慮を徹底するように、職員の障がい者に関する理解促進に努めます。

#### (1) 選挙における配慮

投票所のバリアフリー化など、障害のある人に配慮した選挙・投票を促進します。

#### (2) 行政機関における配慮及び障がい者理解の促進

行政機関の事務・事業の実施に当たり、障害者差別解消法及び差別解消条例に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去に必要かつ合理的な配慮を行います。

#### (3) 団体の広報・啓発

障がい者関係団体がこれまで以上に、活動を拡げ、相談等の機能も担っていけるように、これまで以上の地域等への広報・啓発を支援します。

## 8 雇用・就業

### ■■現状と課題■■

障がい者がその適性と能力に応じて就職し、社会経済活動に参加することは、障がい者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送るうえで、重要な意義を持っています。このため、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要です。

#### 1 一般就労への移行支援

##### (1) 一般就労への移行支援

くまげ障害者就業・生活支援センターや鹿児島障害者職業センター等の関係機関と連携を図り、障がい者の一般就労を支援します。

##### (2) 一般就労を希望する障がい者への支援体制の検討

一般就労を希望する障がい者の意向や、その人の障害特性や得意分野などを十分に把握した上で、企業等への働きかけや問い合わせ、さらには面接補助を行うなど、障がい者と企業等との仲介により就業を支援する体制作りについて検討していきます。

#### 2 雇用の促進

##### (1) 職場環境の改善

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障がい者が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ、職場環境の改善に努めます。

#### （2）障がい者雇用率制度の活用

障がい者雇用率制度<sup>5</sup>は、障がい者の雇用促進策の根幹であることから、企業等に対して障がい者の雇用を拡大するよう働きかけます。

#### （3）公的機関における障害者雇用の促進

役場関係課、関係機関及び社会福祉法人などに働きかけを行い、役場をはじめ公共施設や福祉施設などにおける障がい者の雇用を促進します。

#### （4）雇用の場における障がい者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないよう、関係機関と連携・協力し、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。

### 3 福祉的就労の場の整備

#### （1）就労継続支援事業（雇用型）

下記の①～③の方に対し、事業所との雇用系契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まつた方に対し、一般就労に向けた支援を行います。

- ①就労移行支援事業を利用して企業等の雇用に結びつかなかつた方。
- ②盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行つても、企業等の雇用に結びつかなかつた方。
- ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障がい者。

#### （2）就労継続支援事業（非雇用型）

下記の①～③の方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まつた方に対し、就労に向けた支援を行います。

- ①企業等や就労継続支援（雇用型）での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されるのが困難となつた方。
- ②就労移行支援事業を利用して企業等や就労継続支援（雇用型）の雇用に結びつかなかつた方。
- ③以上に該当しないものの50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（雇用型）の利用が困難とされた方。

## 9 教育

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

<sup>5</sup> 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に対し、法定雇用率に相当する数以上の障がい者の雇用を義務付けている制度。

障がいのある子どもの障がいの重度化を防ぐためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要です。そのため、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況も踏まえ、障がいの種類や程度等に応じた、乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する相談支援の体制整備が必要です。

学校教育においては、特別支援教育に移行する中で、障がいのある子どもが地域の中で自分らしく生活していくよう、一人ひとりの個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一層の充実が求められます。

## 1 相談体制の充実

---

### (1) 障がい児保育の充実

障がいを有する乳幼児の保護者が希望する地域の保育所へ入所できるよう受け入れ体制の整備に努めます。

関係機関が連携して障がいの早期発見、早期療育の推進を図り、障がい児一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな教育や療育が行えるよう支援体制の強化に努めます。

また、発達障がいの特徴や支援方法について理解を深めるとともに、発達障がい児に対する支援体制について関係機関との連携のもと強化に努めます。

### (2) 障がい児就学相談の充実

障がいを克服・改善するための療育相談や指導方法、就学等について相談に応じるため、教育委員会、児童相談所など県の機関との連携を密にし、教育相談・就学相談の実施を検討します。

### (3) 就学相談や指導体制の充実

障がい者一人ひとりの能力・適性について児童相談所などの専門的機関による検討結果に基づき、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら療育指導や適正な就学指導の体制を構築します。また、通常の学級に在席する軽度の障がい児に対する教育を進めるため、「通級指導教室<sup>6</sup>」について研究し、その活用に努めます。

学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、障がいのある子どもや保護者に対する入学時から卒業まで一貫した効果的な支援体制の充実に努めます。

## 2 教育環境の充実

---

### (1) 障がい児を理解する教育の推進

障がい児と健常児が共に活動できる機会を充実させ、相互理解を深めるとともに、将来地域社会で協力し合えるようボランティア活動を推進し、養護学校などとの交流も図り、地域の小中学校と交流教育・交流活動を推進します。

障がいのある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、「特別支援教育」や卒業後の円滑な就労支援を目的とし、一人ひとりのニーズに応じた職業教育や進路指導の充実に努めます。

### (2) 肢体不自由児の受入れ

<sup>6</sup> 小・中学校に在籍している軽度障がい児に対して、各教科等の指導の大部份は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別な指導の場で行う特別支援教育。

肢体に障がいのある児童生徒を、教育委員会と連携を密にして積極的に学校に受け入れる体制の整備を図ります。

#### （3）施設のバリアフリー化の推進

教育療育施設において、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めます。障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加え、情報機関等学習を支援する機関・設備等の整備を推進します。

#### （4）指導力の向上

ASD（自閉スペクトラム症）<sup>7</sup>、ADHD（注意欠如/多動症）<sup>8</sup>、LD（学習障害）<sup>9</sup>などの障がいについて教育的支援を行うなど、一人ひとりの教育・療育のニーズに応じた指導力の向上を図るために、研修会や講習会の開催を支援します。

## 10 文化芸術活動・スポーツ等

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、町民の障がい者への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図るよう努めます。

スポーツ大会等に参加することで、障がい者の体力維持・増進を図り、交流や余暇の充実へと繋げることが必要です。

### 1 文化芸術活動やスポーツ等の振興

#### （1）地域交流の推進

障がい者と健常者との“心のふれあい”を通して、障がい者に対する正しい理解を深めるとともに、学習機会の充実に努め、障がい者の積極的な社会参加を促します。

#### （2）障がい者スポーツ教室や文化祭等の開催

障がいの程度に応じた多様なスポーツ教室や芸術・文化祭等の開催を通じて、障がい者の文化芸術活動、スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行う文化芸術活動、スポーツ等に関する取組を支援し、障がい者の心身のリフレッシュや社会参加の促進を図ります。

<sup>7</sup> Autism Spectrum Disorder：自閉症、広汎性発達障がい、アスペルガー症候群等の総称。

<sup>8</sup> Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：注意欠如／多動症：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。

<sup>9</sup> Learning Disabilities：学習障害：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すもの。